

2—3 市街地整備の方針

(1) 現状と課題

本市の市街地は、高度経済成長期以降に、市や都市再生機構（旧住宅公団、旧住宅都市整備公団、旧都市基盤整備公団）、土地区画整理組合などによる土地区画整理事業や民間デベロッパーによる大規模開発行為が進められた結果、市街化区域面積の約半分は良好な市街地として整備されています。一方、昭和 40 年代以降の民間開発による狭小な敷地・住宅が密集する地区などがあり、一部地区では、土地区画整理事業や地区整備計画による整備の推進に取り組んでいますが、住環境上や防災上の観点からも地区の修復的な取り組みが必要となっています。

今後、人口減少社会を迎え新たな宅地需要の減少が確実視され、空家の増加等が社会問題化するなかで、市街地開発事業をめぐる動向も新市街地の形成から既成の市街地の再構築に対象をシフトしています。本市においても、スプロールの拡大を防止しながら形成年代の古い市街地の更新など既成の市街地の改善・整備、基盤施設と建築物が一体となった市街地整備の推進、市民の快適な生活を支える施設の改善・整備を図ることが求められています。

(2) 市街地整備の目標

それぞれの地区における課題を考慮しつつ、公共施設の改善・整備、宅地の利用増進、宅地供給などの面から、土地区画整理事業などの市街地開発事業と、小規模の改善を積み重ね徐々に環境改善を図る手法、建築物整備手法などを選択的に活用し、都市全体の防災環境、福祉環境、高度利用環境の向上を図ります。

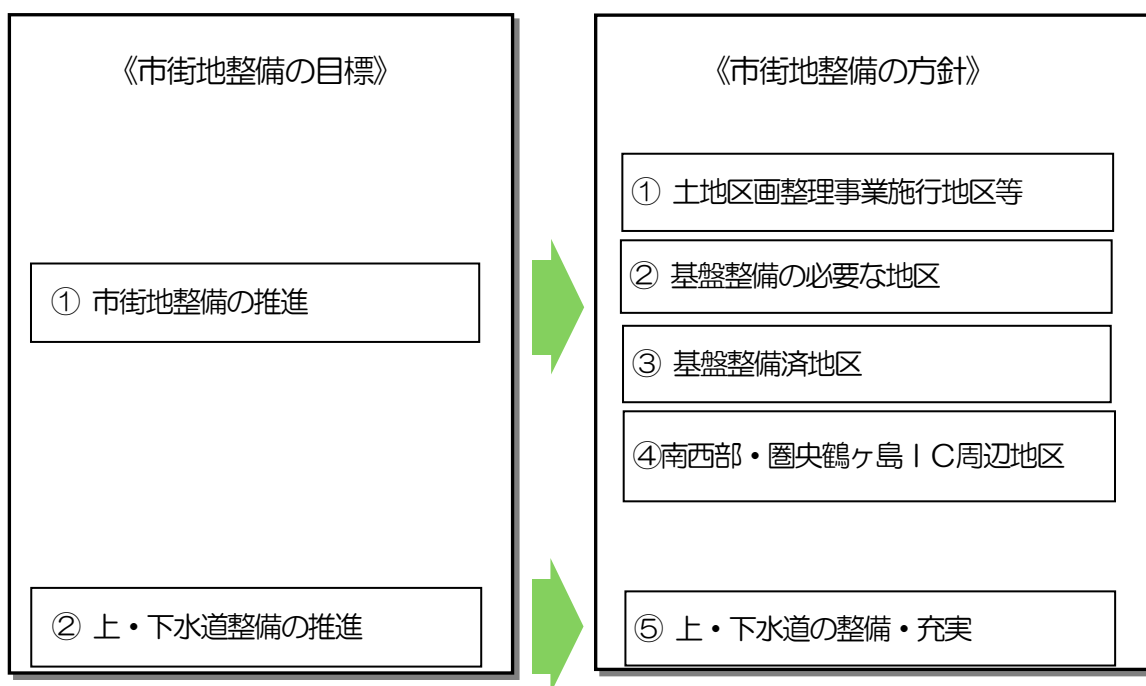
① 市街地整備の推進

市街地整備は、直接的な事業手法だけでなく、規制手法、誘導手法があり、対象区域においても点的整備、線的整備、面的整備手法があり、それぞれの地区の状況に応じて当該地区の整備にとって何が最適な手法なのかを総合的に検討し、また、これらを適切に組み合わせることにより整備目的の達成を図ります。

② 上・下水道整備の推進

最も基本的な社会基盤である上水道の整備及び生活環境の改善、公共水域の水質の保全、浸水の防除等の都市活動を支えるうえで必要不可欠な施設である下水道の整備を促進し、生活排水処理人口普及率 100% を目指します。

■方針の体系



(3)市街地整備の方針

① 土地区画整理事業施行地区等

市施行の一本松土地区画整理事業、若葉駅西口土地区画整理事業については、道路・下水・公園などの都市基盤施設が整備された良好な市街地の形成を推進します。

鶴ヶ島市藤金土地区画整理事業（約 4.8ha）については民間活力等も活用しながら、事業化を促進します。

上広谷第1地区・一本松地区・共栄第2期地区・脚折地区・藤金地区の地区計画の区域においては、地区整備計画に定める地区施設の整備を段階的に進めるとともに、地区計画で定めたまちづくりのルールに建築物を適合させるよう誘導することにより、都市環境と自然環境の調和がとれたまちを目指します。

② 基盤整備の必要な地区（住宅の密集している地区など）

（再掲：土地利用の方針）

道路や公園等の都市基盤施設が十分に整備されないまま立地が進んだ住宅地区、いわゆるスプロール市街地が形成されている地区については、地区計画制度、住環境整備手法など改善型のまちづくり手法、開発に対する指導などを地区の実情に応じて選択的に活用し、都市基盤施設の整備と住環境の向上を図ります。

また、狭あいな道路が多く、公共用地が不足しているなかで住宅が密集し、都市防災上の改善が必要な地区については、災害時における危険性を低減するため、地区計画等により道路や公園などのオープンスペースを地区施設として定め、個別建物の更新時において整備を誘導することにより、段階的・漸進的に住環境の向上を図ります。

③ 基盤整備済地区

土地区画整理事業や大規模開発行為により道路や公園などの都市基盤施設の整備が行われた地区で、主に住宅で構成される市街地については、地区計画制度等を活用して、建て詰まりの防止、建築物の形態や用途の混在程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持し創出します。

④ 南西部・圏央鶴ヶ島ⅠC周辺地区

(再掲：土地利用の方針)

圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、自然と産業とが調和した土地利用を図ります。また、都市計画道路・広域的な幹線道路の整備の進捗に伴って産業系の開発需要が想定されることから、周囲の営農環境や集落地の生活環境への影響に配慮しつつ、地区計画制度や開発許可制度の機動的な運用により産業系の施設などの立地を許容・誘導していきます。

⑤ 上・下水道の整備・充実

●上水道

既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応を踏まえた配水管の耐震性の向上を促進します。

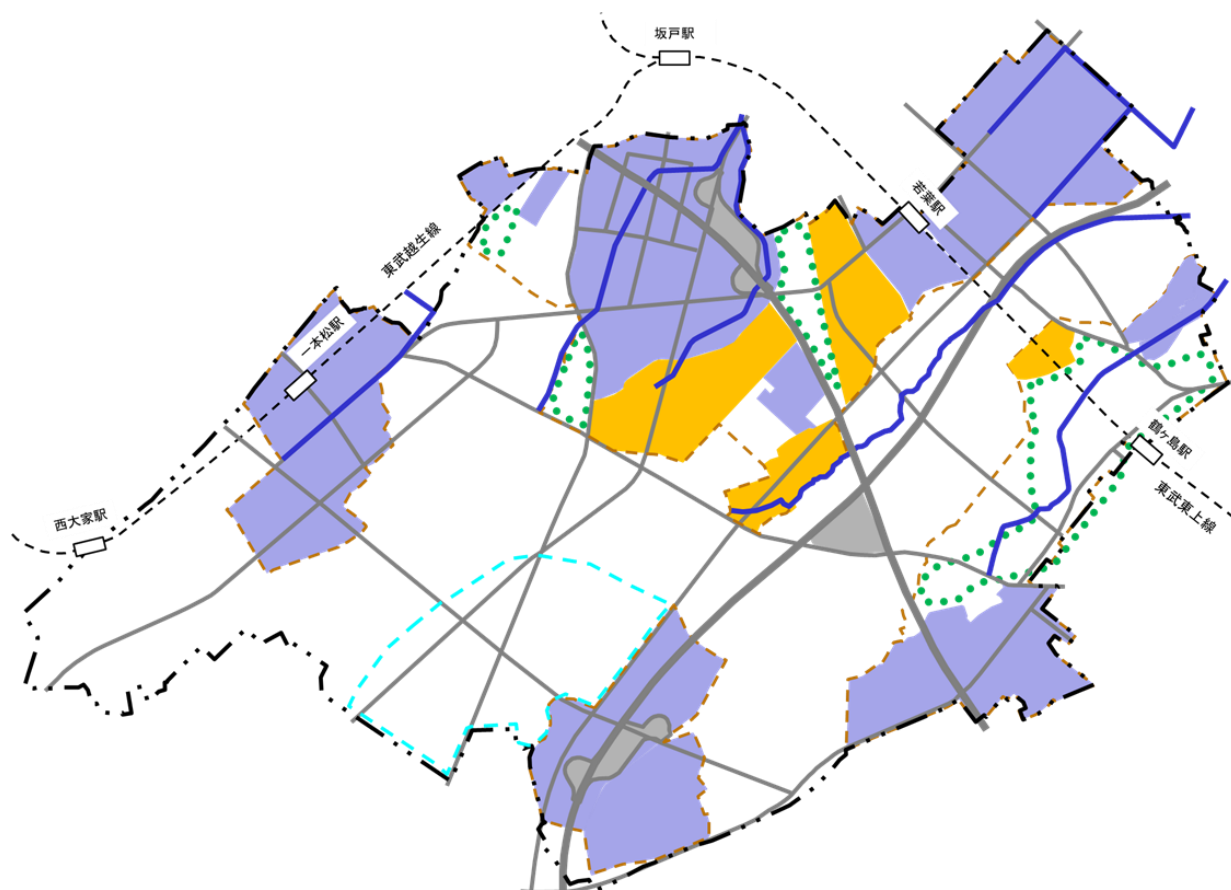
●公共下水道（污水・雨水）

下水道は、污水の排除とそれによる生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全、健全な水循環の回復・良好な水循環の創造、持続可能な都市構築への寄与など多くの役割を担っています。

公共下水道（雨水）については、市街化の動向及び都市基盤施設整備との整合を十分に図るとともに、河川改修との整合を図りつつ整備を促進します。

また、公共下水道（雨水幹線）整備後の既存の水路については、周辺の土地利用状況、求められる機能等を勘案して必要な整備を進めます。

市街地整備方針図



凡 例			
	市街地ゾーン		公共下水道(雨水)幹線
	土地区画整理事業施行地区等		幹線道路等
	住環境の向上を図る地区		鉄道
	基盤整備済地区		南西部・圏央鶴ヶ島IC周辺地区

2-4 緑と水辺の整備方針

(1) 現状と課題

市街化の進展に伴い、本市の緑は徐々に減少しつつあるものの高倉地区の屋敷林、東京電力新所沢変電所周辺及び圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区周辺の樹林地などには、まとまった緑が残され、また、藤金地区から五味ヶ谷地区を流れる大谷川周辺には帯状にまとまりのある樹林地や自然景観を残す水辺が残されており、これらの樹林地や水辺は、市民に憩いややすらぎを与え、かつての鶴ヶ島の面影を思い起こさせる貴重な存在となっています。

しかし、特別緑地保全地区の指定や、都市公園、保安林などとして確保していく以外の緑は減少していく恐れがあります。

このため、こうした緑を政策的に保全・確保していくことが必要です。

(2) 緑と水辺の整備の目標

市内に残る貴重な緑地を都市公園の整備によって保全・創出を行うだけでなく、行為制限や税制などインセンティブ施策を活用するなどして保全します。

また、公共施設の緑化、都市の大部分を占める民有地の緑の誘導・支援といった多様な手法を用いて緑の確保を図ります。さらに、鶴ヶ島原風景の保全といった観点からの水辺の保全、都市の防災性の向上といった観点からの緑のオープンスペースの確保を図ります。

公園については、災害への対応、少子高齢社会に対応する子育てや健康づくりの視点を持った公園への転換を図るなど、時代に合った公園整備を計画的に進めるとともに、安全を第一とした適切な維持管理を行います。市民の森は、市民の身近な緑として保全・活用を行います。

さらに、市内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の目標として8㎡を目指します。
(鶴ヶ島市都市公園条例による)

① 計画的な緑、水辺の整備・充実

市民の余暇活動や健康づくりなどの日常的なレクリエーションニーズへの対応、都市のヒートアイランド対策、防災対策として公園等オープンスペースを計画的に配置し、整備及び保全を図ります。

市内の自然景観を残す水源・水辺は希少なものとなっており、積極的な保全策のもと、市民に憩いや安らぎを与える親水空間としての整備を図ります。

②“つるがしまの原風景・景観”の骨格となる緑、水辺の保全・創出

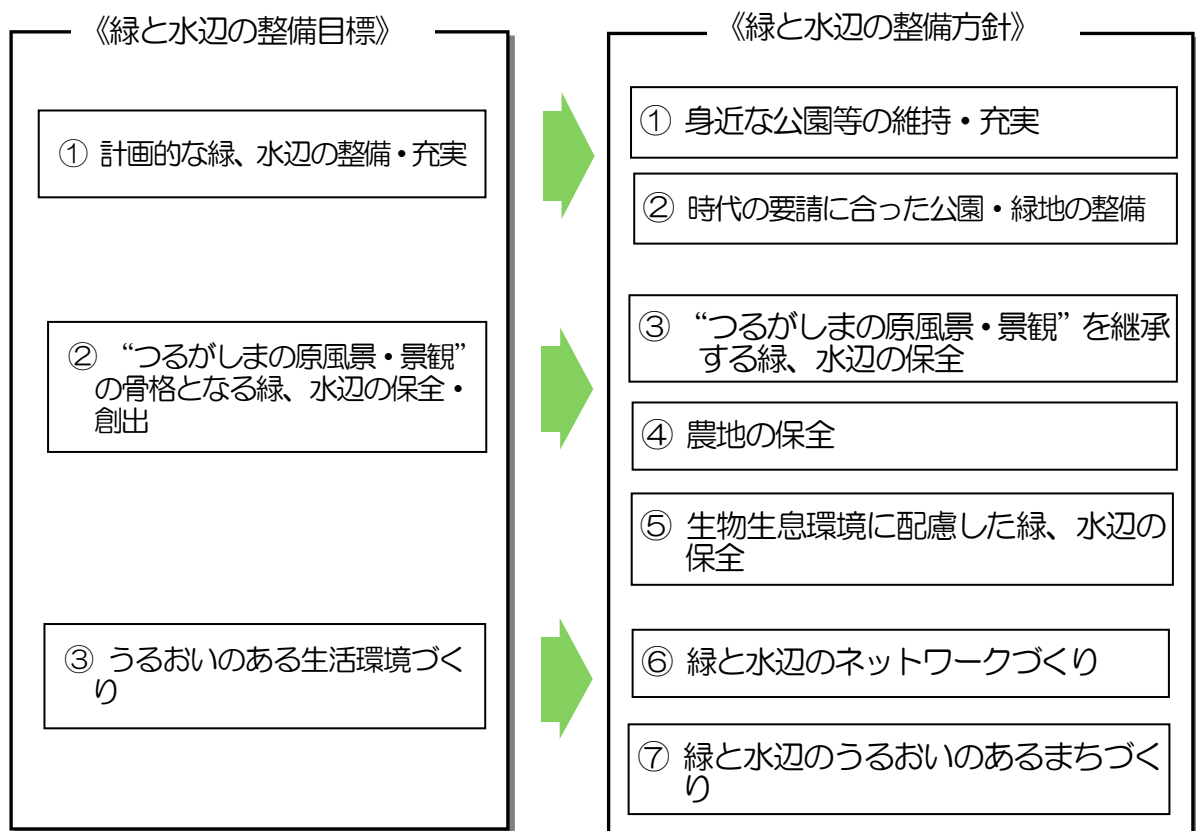
緑地、水辺の適正な保全、緑化の推進に関する施策を推進します。

また、農業振興や農地に係る制度により農地を保全し、適正な利活用を図ります。

③ うるおいのある生活環境づくり

生物多様性を保全する上で公園が果たす役割を踏まえて、公園・緑地を系統的に配置するとともに、主要な公園・緑地を結ぶ道路、水路などを軸にした緑と水辺のネットワークづくりに努めます。

■方針の体系

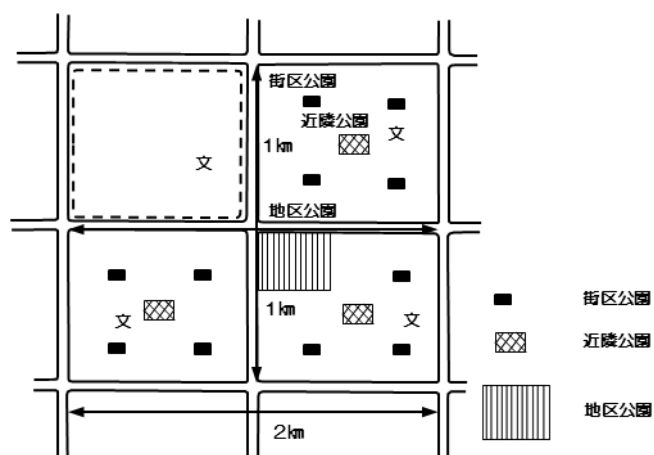


(3) 緑と水辺の整備方針

① 身近な公園等の維持・充実

公園・緑地は、防災性の向上、都市住民の健康づくりやレクリエーション空間の確保、美しい都市景観の形成など多様な機能を持っており、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性、利便性、快適性を確保する上で基盤となるものであり、安全な子どもの遊び場を確保するためにも必要なものです。このため、身近な公園等の安全性の確保、維持、充実に努めます。

住区・街区・地区公園の配置モデル



② 時代の要請に合った公園・緑地の整備

公園や緑地を人口や土地利用の将来見通しを勘案して規模の設定、配置を行うとともに、地域の状況や時代の変化にあった設置目的に応じ整備します。

市民の森についても、枯木を伐採するとともに植樹を行うなど樹木のリニューアルを含めた保全を行い、市民に親しまれる身近な緑の活用に努めます。

鶴ヶ島市運動公園、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区周辺の樹林地や水辺を一体的な構想で保全、整備を図るものと位置付け、運動公園については連たん性を持った緑豊かな自然環境の中で、スポーツやレクリエーション、健康づくりへの対応が図れるものとして、市のシンボリックなゾーンとして整備を進めます。

また、周辺の樹林地や水辺は、都市緑地法による行為制限等の検討を進め、その保全、整備を図ります。

東京電力新所沢変電所東側から池尻池公園にかけた樹林地は、既存の雑木林を活かした自然林としての保全を行います。

③ “つるがしまの原風景・景観”を継承する緑、水辺の保全

高倉の屋敷林や高德神社周辺、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区周辺及び東京電力新所沢変電所周辺の樹林地や大谷川、飯盛川、太田ヶ谷沼などの水辺は、景観的に優れ、市の緑と水辺の骨格を成しており、緑地の保全制度を活用するなどして保全を図ります。

また、県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例等により、身近な自然とふれあえる空間・憩いの場としての活用を図ります。

さらに、飯盛川や大谷川の水路、池尻池等の池沼の水辺空間は、良好な水辺環境の形成に努めます。

④ 農地の保全

市街化調整区域の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。

市街地内の都市環境の形成に資する一団の農地については、地域の実情に応じて、生産緑地地区等に指定し適正な保全を図ります。

また、市民の農業体験の場としての市民農園における農業のふれあいの推進、新規就農者等への支援等により、農地の有効活用を進めます。

⑤ 生物生息環境に配慮した緑、水辺の保全

都市内における生物の生息環境と生物多様性を確保するため、市街地開発や水路・水辺整備にあたっては、できる限り現状を活かしつつ維持・再生、修景を図ります。

また、生活排水対策により水質の浄化を促進するとともに、水路等の周辺に残された緑の保全を図ります。

さらに、逆木の池や高德神社周辺、大谷川、飯盛川沿いなどのまとまりのある樹林地や水辺については、優れた生物の生息環境として評価するとともに、保全を図ります。

⑥ 緑と水辺のネットワークづくり

街路樹や水辺沿いの緑の保全により、生物生息環境としてまとまりのある緑地を結び、生物の移動空間（コリドー）の形成を図ります。

また、歩道空間の緑の保全などによる緑のネットワークの形成を図るとともに、自然を身近に感じる環境の保全に努めます。

⑦ 緑と水辺のうるおいのあるまちづくり

住宅地については緑地協定等により緑化を促進するとともに、公共施設や大規模建築物等の敷地内の緑化を推進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。

また、水の循環に配慮し、雨水の流出を抑制して降雨を出来るだけ地下に浸透させるため、公共施設における浸透施設の設置や透水性舗装の推進とともに、住宅地における緑化や浸透雨水ますの設置等を促進します。

さらに、大谷川、飯盛川等の水路については、自然とふれあえる水辺環境の充実を図るため、周辺の土地利用状況に応じた整備を行います。

緑と水辺の整備方針図



凡 例			
	住区基幹公園(街区・近隣公園)、都市基幹公園(運動公園)緑地等		街路樹による緑と水のネットワークの形成
	市のシンボルとなる公園・緑地		水路・公共下水道(雨水)幹線
	樹林地		幹線道路等
	市民の森		鉄道
	緑と水辺のふれあい軸		

2-5 景観形成の方針

(1) 現状と課題

近年は、物質的豊かさから、生活にゆとりやうるおいを求める時代となっており、都市づくりにおいても、心地よさや地域の独自性が一層求められています。

わが国の都市は美観・品格の点で欧米諸国の都市に比べて見劣りすると言われていますが、それは、これまでの都市づくりにおいて、市街地整備や建築単体の形態規制が先行し、まち並みの一体性や周辺環境との調和といった観点まで及んでいなかったからということがいえます。

(2) 景観形成の目標

鶴ヶ島市の特性や地域資源を活かしつつ、ゆとりとうるおいと品格のある、緑豊かな都市景観の形成を図ります。

また、建築・開発行為における指導などを通じて、地区計画等に基づく新たな市街地形成にあわせた景観形成を進めていきます。

① “つるがしまの原風景・景観”にふさわしい景観づくり

農地・集落・屋敷林や樹林地などが織り成す景観を極力保全し、都市景観形成上の重要な資源として活かしていきます。

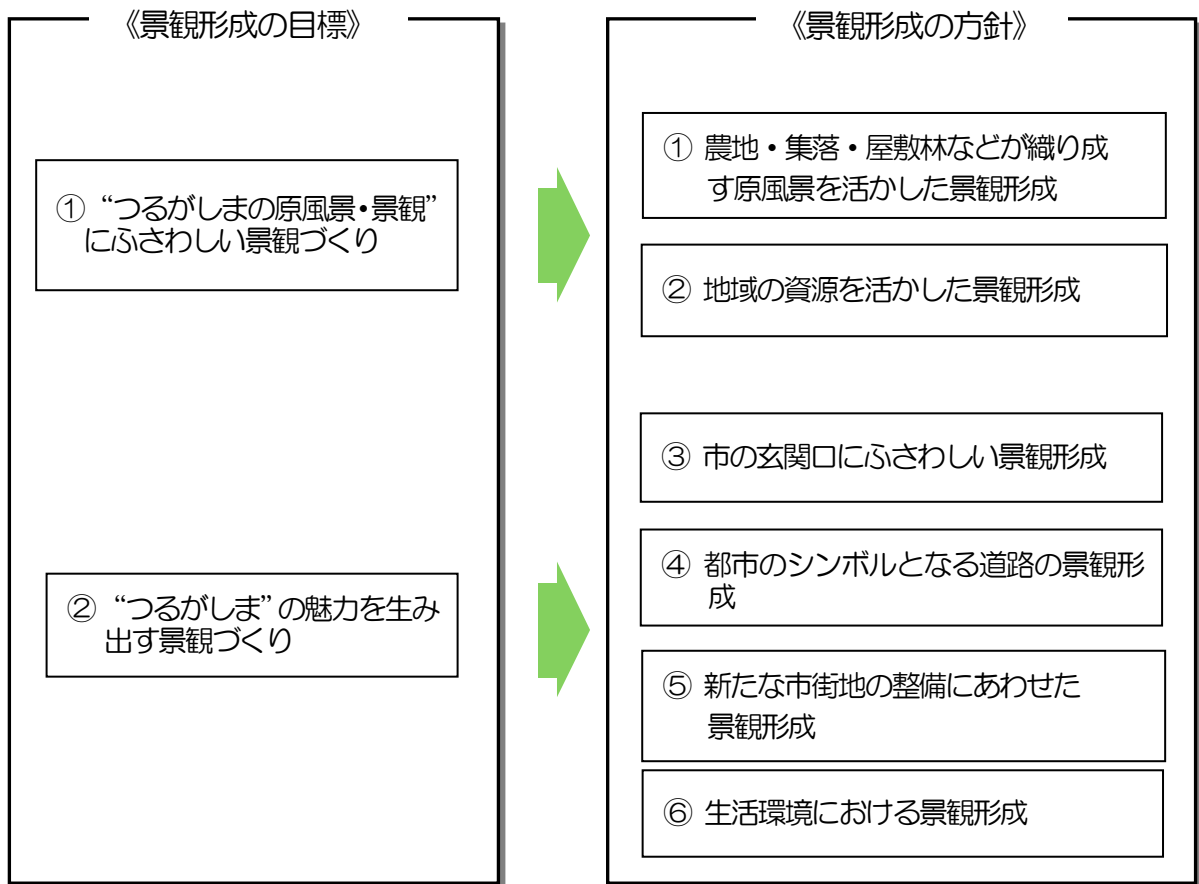
また、日光街道杉並木や地域の歴史ある祭礼や行事が行われる場などについても景観資源として保全・活用していきます。

② “つるがしま”の魅力を生み出す景観づくり

都市のシンボルとなる道路や鉄道駅周辺などの拠点地区については、都市の顔としての演出や多くの人びとの往来に相応しい空間づくりを進めます。

また、景観づくりにあたっては、眺望が美しい富士山への遠景に配慮します。

■方針の体系



(3) 景観形成の方針

① 農地・集落・屋敷林などが織り成す原風景を活かした景観形成

農地・集落・屋敷林や樹林地などを景観資源として位置付け、ふるさと景観を保全し、創出していきます。

また、市内を流れる水路の自然的な空間を保全し、創出していきます。

(景観形成の例)

- ・農地・屋敷林の保全
- ・農家の庭先空間の保全
- ・樹林地の形成
- ・異質な建築物のコントロール
- ・自然素材の活用
- ・水路の護岸の修景
- ・沿岸の樹林の保全と活用

② 地域の資源を活かした景観形成

●特徴となる資源の活用

市の特徴的な景観資源となっている日光街道杉並木などの旧街道の景観形成の向上を図ります。

(景観形成の例)

- ・並木の維持・保全
- ・日光街道沿いの遊歩道の維持・整備
- ・看板や建築のコントロール

●地域に身近な資源の活用

雷電池、高德神社、白鬚神社、日枝神社などの歴史ある祭礼や行事が行われる場・社寺林等を景観資源として保全し、活用していきます。

③ 市の玄関口にふさわしい景観形成

若葉駅及び鶴ヶ島駅周辺、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺などは、市の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

（景観形成の例）

- ・ 商業系施設の立地誘導
- ・ 人びとの滞留やにぎわいを生み出す空間づくりの誘導
- ・ 広告物の誘導
- ・ 辻広場づくり（ポケットパーク、案内板の整備）

④ 都市のシンボルとなる道路の景観形成

一般国道 407 号、駅南通線、富士見通線、鶴ヶ島南通り線など主な幹線道路は、都市のシンボルとなる道路としてアメニティ空間（心地よい空間）を確保するとともに、沿道の建築物と一体となり都市の顔としてふさわしい景観形成を図ります。

（景観形成の例）

- ・ 看板のコントロール
- ・ 街路樹の管理による統一感や連続性の演出
- ・ 建築の意匠、色彩のコントロール

⑤ 新たな市街地の整備にあわせた景観形成

若葉駅西口土地区画整理事業、一本松土地区画整理事業の進捗にあわせ、都市基盤と建物整備が一体となった良好な市街地景観の形成を図ります。

（景観形成の例）

- ・ 緑化の推進
- ・ 生垣の推奨
- ・ 緑地協定
- ・ 建築のコントロール

⑥ 生活環境における景観形成

●公共施設

学校や市民センターなどの公共公益施設においては、地域のシンボルとして、うるおいと品格のある景観形成を図ります。

（景観形成の例）

- ・敷地内緑化の推進
- ・しつらえを質の高いものにする

市街地内の幹線道路沿道における良好な沿道景観形成を図ります。

（景観形成の例）

- ・街路樹の管理による統一感や連続性の演出
- ・看板のコントロール

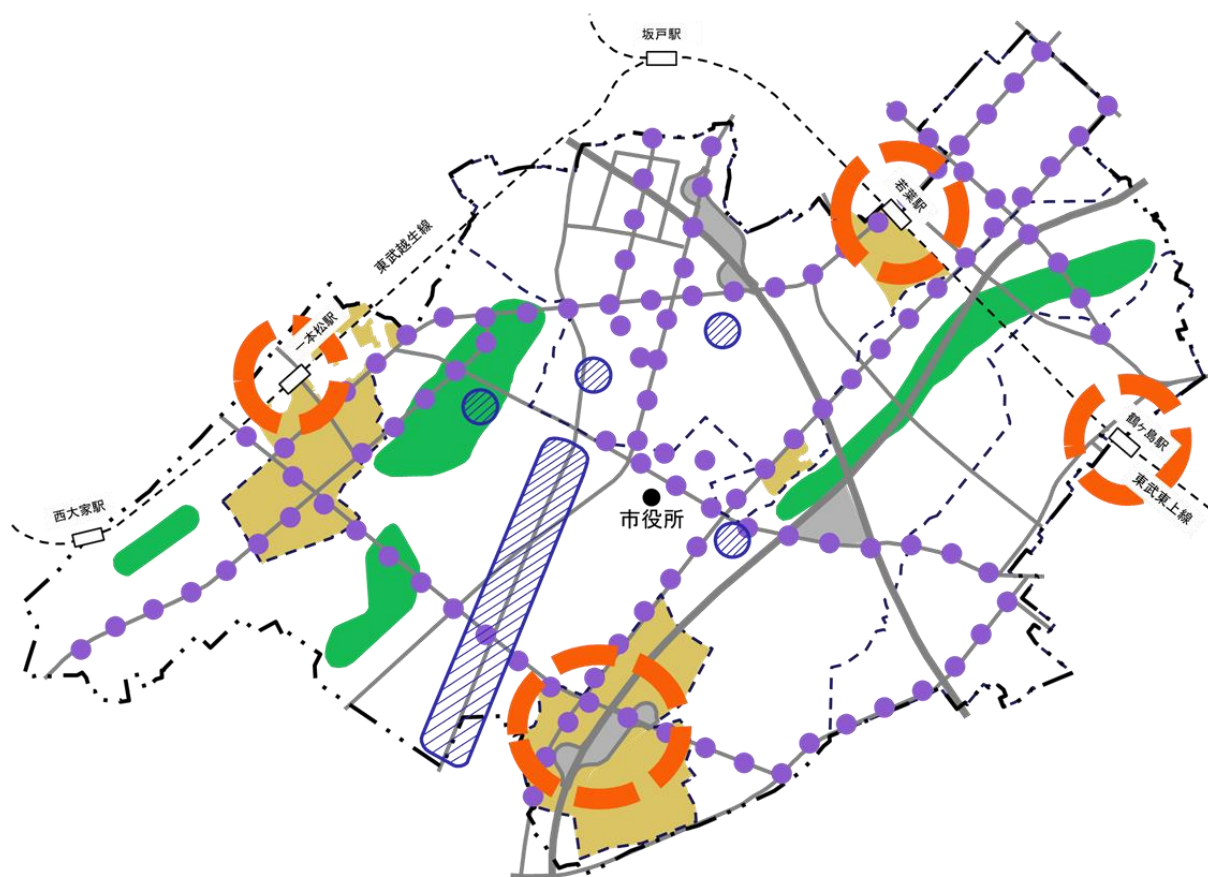
●住宅地

生活に最も身近な空間となる住宅地においては、うるおいと落ち着きのある良好な街並み景観を誘導します。

（景観形成の例）

- ・緑化の推進
- ・植木、生垣の推奨
- ・建築のコントロール

景観形成方針図



凡 例			
	農地・集落・屋敷林を活かした景観形成		市街地ゾーン
	地域の資源を活かした景観形成		幹線道路等
	市の玄関口にふさわしい景観形成		鉄道
	都市のシンボルとなる道路の景観形成		
	新たな市街地整備にあわせた景観形成		

2-6 災害等に強い都市づくりの方針

(1) 現状と課題

本市には自然災害の要因となる急傾斜地や大きな河川がなく、集中豪雨時における浸水被害などを除いては、これまで比較的大きな災害に見舞われることがありませんでした。

しかし、市内には木造建築物が密集し出火延焼の危険性が高いと思われる箇所が散在しており、また、都市化の進行による保水・遊水機能の減少、ヒートアイランド現象による局地的大雨の発生など、これまでみられなかった水害を予測した対応も求められています。

さらには、東日本大震災を教訓とした災害対策への取り組みも課題となっています。

これらをふまえ、災害に強く備えのある都市づくりを進めるとともに、市民の防災対策意識の高揚や、自主防災組織の強化が求められています。

また、誰もが安全で安心して暮らすために、防災とともに防犯に対する視点を取り入れた都市づくりが必要となっています。

(2) 災害等に強い都市づくりの目標

自然災害や火災が発生しても、被害が最小限に済むよう災害に強い都市づくりを進めるとともに、予防と災害発生時における組織的な初期対応のため地域における防災対策を促進します。

また、安全で平穏に暮らせる防犯環境づくりを推進します。

① 災害に強い市街地の形成

建築物の不燃化・耐震化とともに、狭あい道路の拡幅による消防活動困難区域の解消や延焼遮断帯の配置により、地震、火災等に強い市街地の形成を図ります。

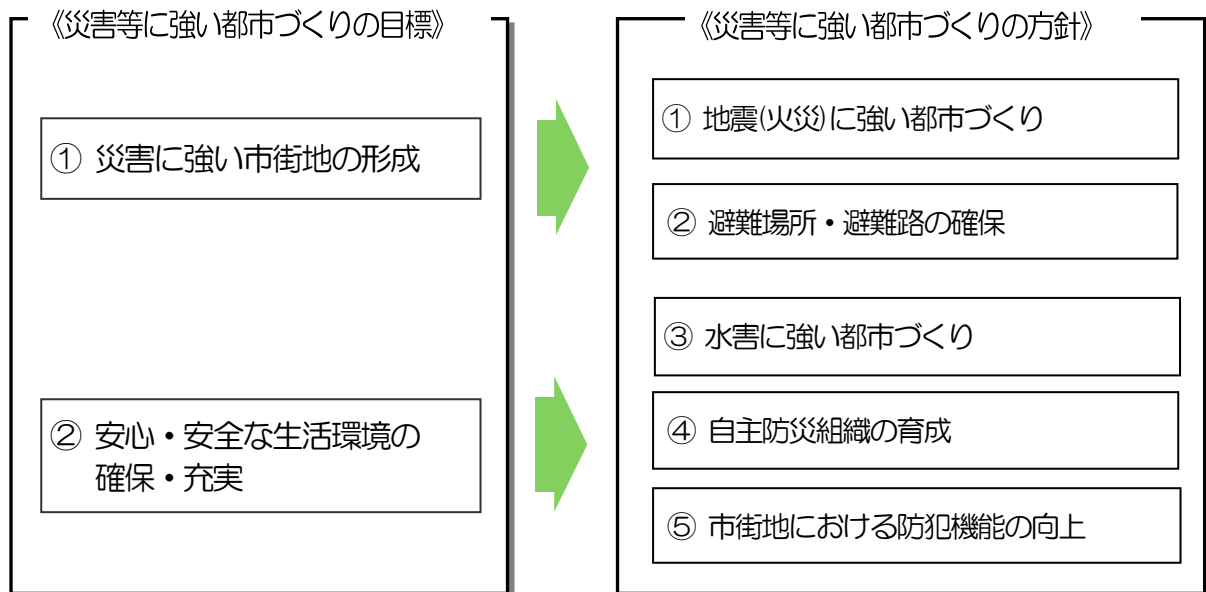
また、公共下水道（雨水）や貯留浸透施設の整備などを推進し、水害に強い市街地の形成を図ります。

② 安心・安全な生活環境の確保・充実

市民の防災意識の高揚、防災知識の普及や自主防災組織の育成・強化に努めます。

また、安全に暮らせる環境づくりを図るため防犯環境対策を推進します。

■方針の体系



(3) 災害等に強い都市づくりの方針

① 地震(火災)に強い都市づくり

●市街地における防災性の向上

木造建築物が密集し出火延焼の可能性が高い地区においては、土地の整形・集約化、不燃建築物等の整備、道路・公園等公共施設の整備や、老朽建築物等の除去、建替え、耐震改修及び地区公共施設の整備等を総合的に行い、より安全な市街地の形成を図ります。

地区計画の区域においては、壁面後退、かき・さくの構造、高さの限度等を定め、その他の住宅市街地においては、生垣等の設置を促進することで、構造物の倒壊を軽減します。

また、幹線道路、公園・緑地、鉄道などの不燃化建築物群等による延焼遮断帯の整備を行い、防災性の高い都市づくりを進めます。そのほか、公園・公共施設などは、災害時における避難場所、仮設住宅用地、炊き出しの防災拠点としての役割を持つことを認識し、これへの対応を進めていきます。

●建物の不燃化の促進

駅周辺の比較的建物密度の高い市街地においては、防火地域及び準防火地域の指定などにより建築物の不燃化を促進し、市街地の安全性を高めます。

また、市民の耐火住宅への意識を高めるため、必要な啓発を図ります。

●ライフライン施設の安全化

都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化による安全性・信頼性の向上を促進します。

② 避難場所・避難路の確保

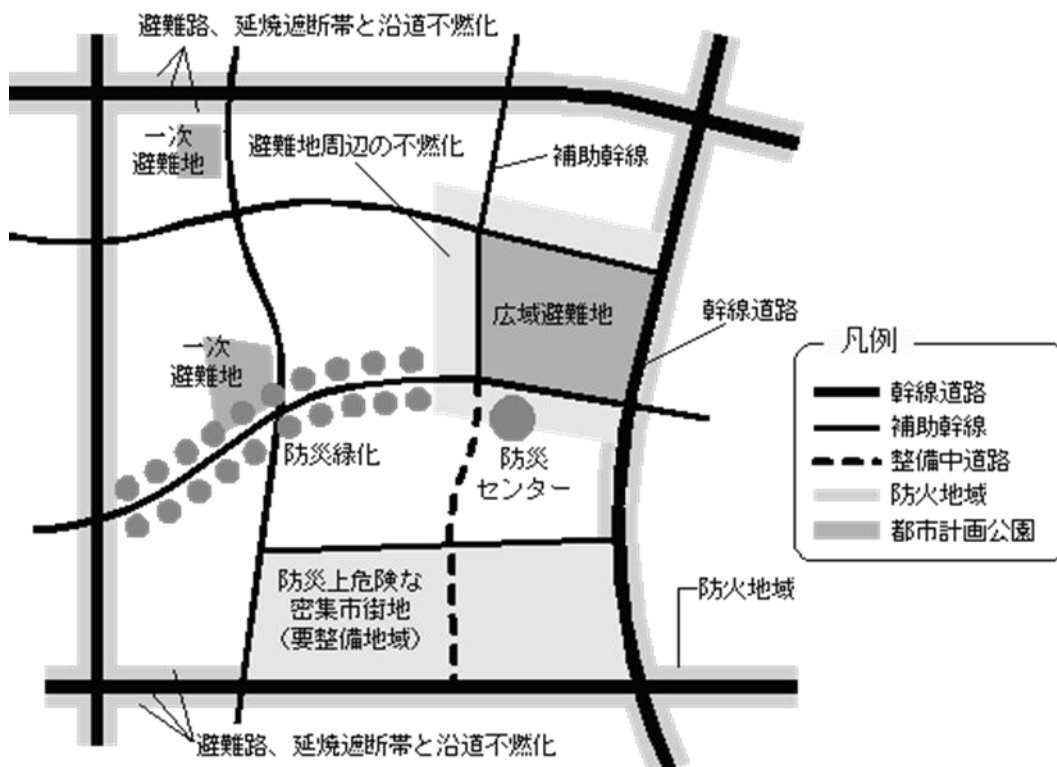
●避難場所の確保

避難場所として指定されている小中学校や市民センター等については、計画的に耐震診断及び診断に基づく補強工事等を推進します。

●避難路の確保

災害時に住民が歩いて安全に避難場所に到達できる避難路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が進入できない消防活動困難区域の解消を図るための道路の整備を推進します。

防災都市構造のイメージ



出典：国土交通省ホームページ

③ 水害に強い都市づくり

家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、公共下水道（雨水）などの計画的な整備促進により雨水処理機能を高めます。

また、道路や公共施設においては、透水性舗装、浸透雨水ますの設置を推進します。

さらに、開発行為に際しては、調整池などの雨水流出抑制施設の設置を指導し、住宅地においても緑化や浸透雨水ますの設置等を促進します。

④ 自主防災組織の育成

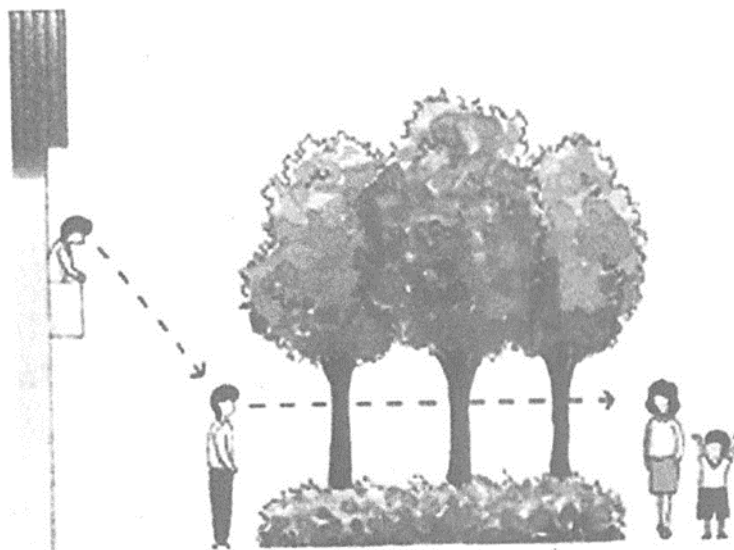
ハザードマップの配布やまちづくり市民講座による防災知識の普及・啓発を推進することで、防災意識の高揚に繋げていくとともに、市防災訓練や自主防災組織リーダー養成講座などの実施により自主防災組織の育成・強化を図ります。

⑤ 市街地における防犯機能の向上

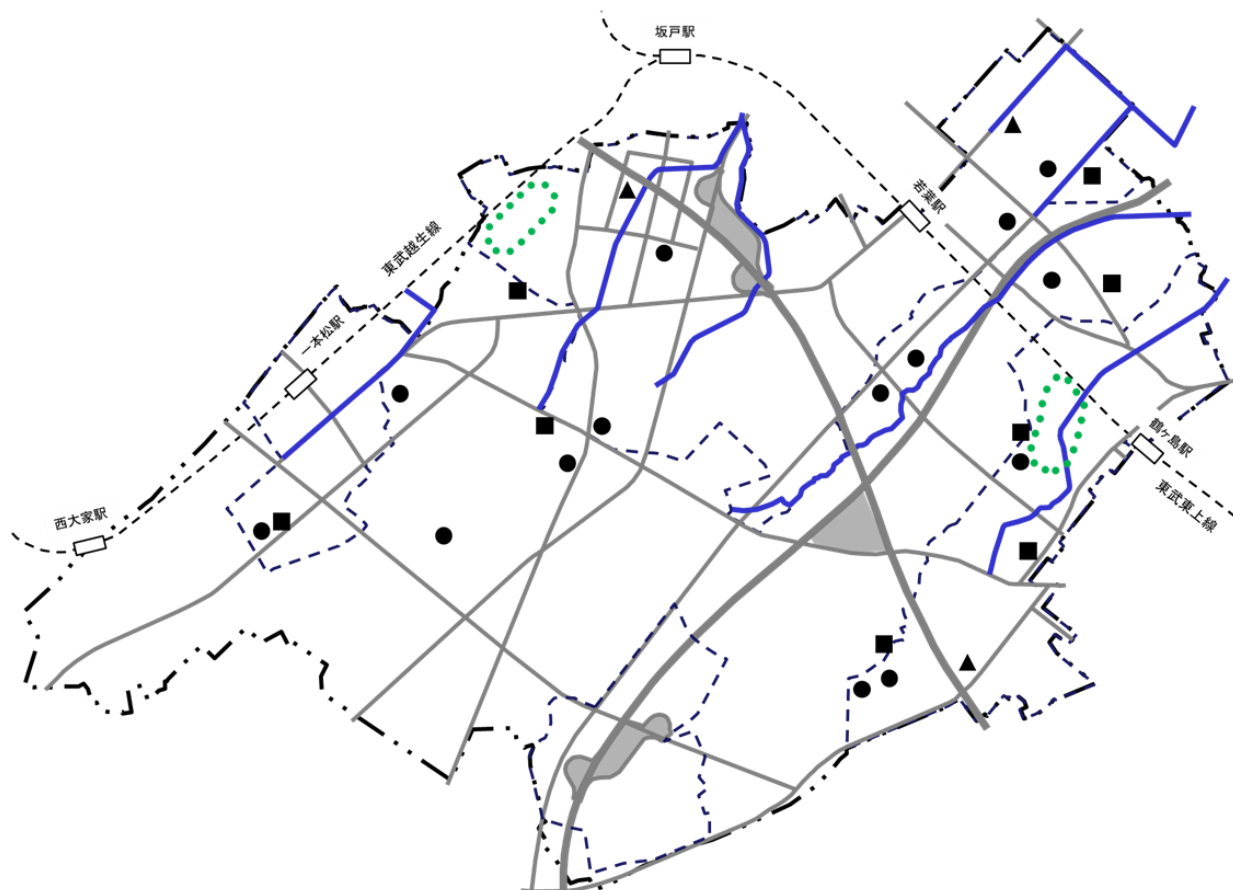
犯罪の起きる環境（状況）に着目し、夜間における道路・公園等公共空間の明るさの確保や、防犯灯等の設置及び適切な維持管理などにより犯罪の誘発要因を除去して、安全で快適な環境づくりを進めます。

また、道路や公園等の整備に際しては、周辺建物との配置関係を考慮した視認性の確保など犯防の視点を計画段階から取り入れていきます。

公園・緑地における防犯上の留意点
（周囲からの見通しの確保）



災害等に強い都市づくり方針図



凡 例			
.....	災害に強い市街地の形成を図る地域	- - -	市街地ゾーン
▲	避難場所(公園)	—	幹線道路等
●	避難場所(学校施設等)	■ ■ ■	鉄道
■	避難場所(市民センター等)		
—	公共下水道(雨水)幹線		

2-7 住み続けられる都市づくりの方針

(1) 現状と課題

本市は、昭和 40 年代以降の転入者の多くが、住宅を取得して転入してきたファミリー世帯であったため、いわゆる第一次ベビーブーム世代と第二次ベビーブーム世代の人口割合が突出した人口構成となっています。現在、自然減の状態となり、人口社会動態も減少基調であります。

こうした状況の中で、少子高齢化に対応した都市の構築を目指し、子育て支援や高齢者福祉等の福祉施策と連携したユニバーサルデザインの視点からのまちづくりや、多様な社会的サービスが受けやすいまちなか居住の促進などとともに、多様なライフスタイルに対応できる住宅の安定確保等への取り組みが求められています。

また、人間の生存基盤である環境を守る観点から、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、環境への負荷を軽減する循環型の都市への転換が求められています。

(2) 住み続けられる都市づくりの目標

持続可能な社会の実現に向けて、環境・社会・経済の 3 つの側面から統合的に課題解決を目指す「SDGs（持続可能な開発目標）」に関わる取組が始まっています。

誰もが安心して快適に住み続けられ、すべての人にやさしい都市づくりを進めます。

また、環境面への配慮が行き届いた都市づくりを推進し、持続性のある循環型社会の形成を目指します。

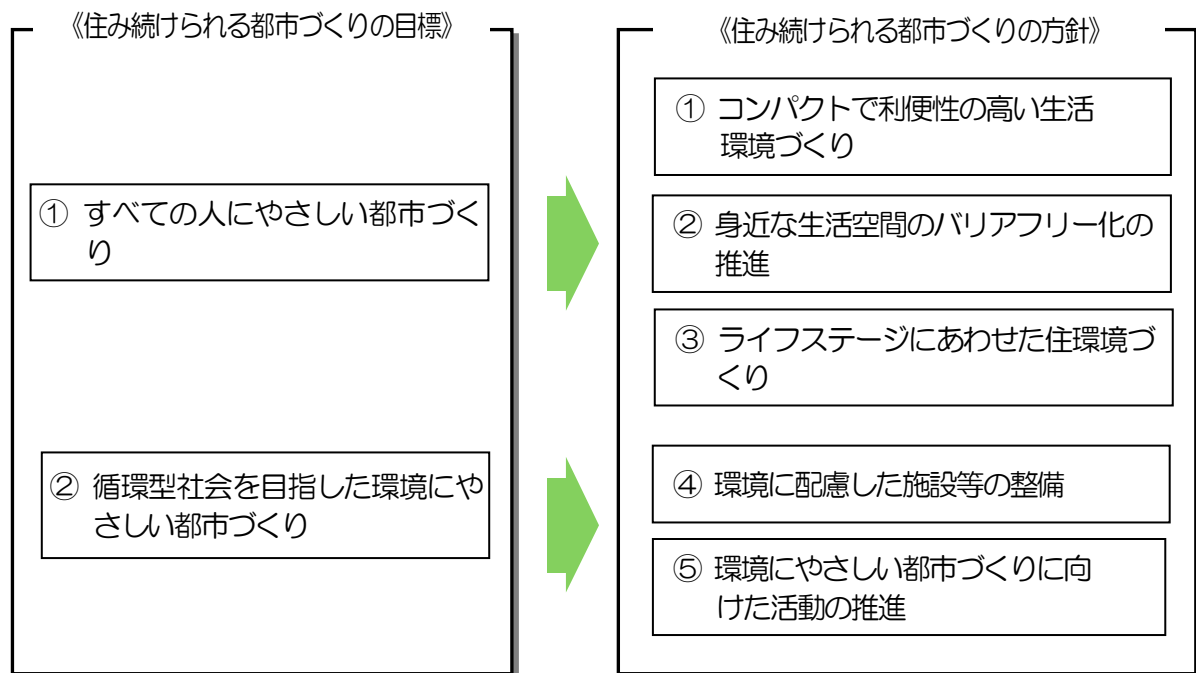
① すべての人にやさしい都市づくり

高齢者・障害者はもとより、すべての人にやさしい誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。併せて、多様なライフステージに対応した住宅の受け皿づくりを進めます。

② 循環型社会を目指した環境にやさしい都市づくり

人間の生存基盤である環境を守る観点から、環境への負荷を軽減する省エネルギー、省資源、5 R 活動の促進など循環型まちづくりを推進します。

■方針の体系



(3) 住み続けられる都市づくりの方針

① コンパクトで利便性の高い生活環境づくり

居住機能・就業機能をはじめ、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な社会的サービス機能が集積した、過度に自動車に依存することなく日常の生活活動が比較的狭い、より身近なところで可能となるコンパクトな市街地の形成を目指します。こうしたまちづくりは環境負荷の軽減にもつながります。

また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を促進するため、地域の実情や利用者の状況を踏まえた公共交通環境の利便性の向上を図ります。

② 身近な生活空間のバリアフリー化の推進

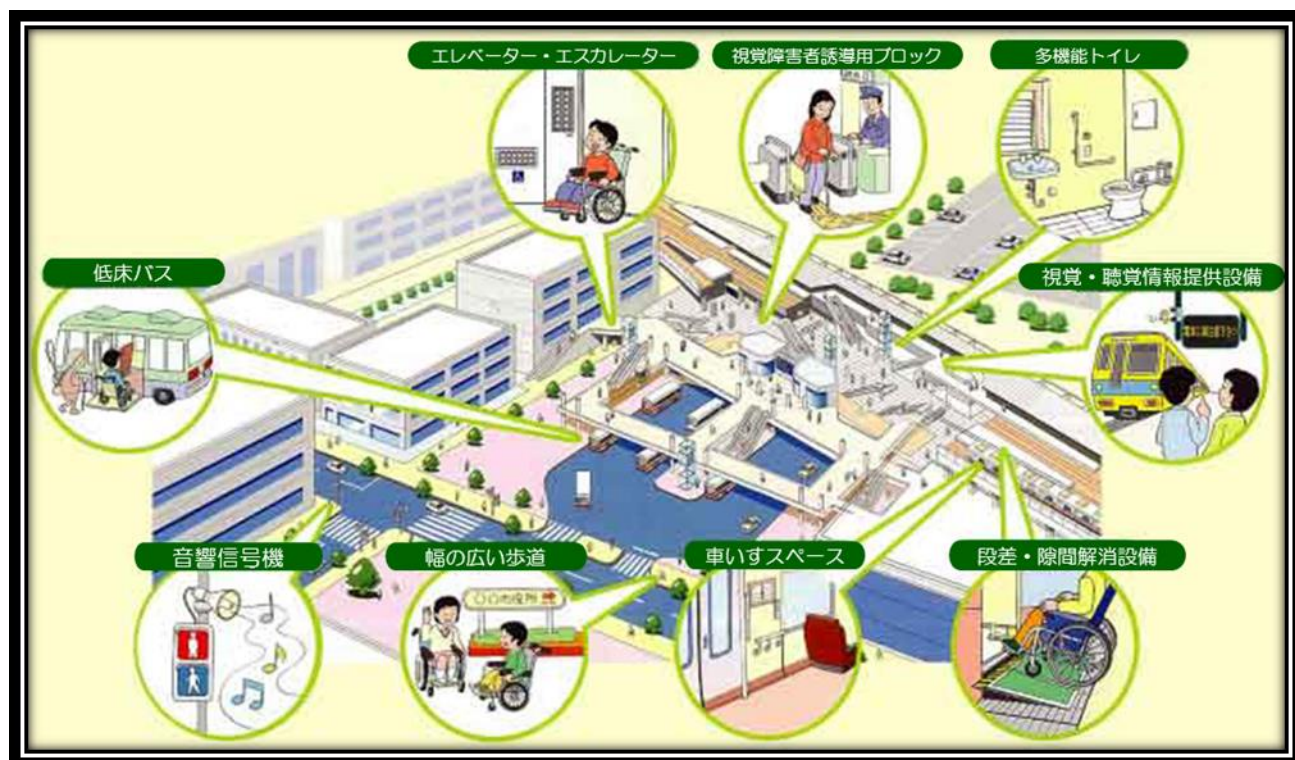
高齢者・障害者等を含むすべての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、道路においても、「道路法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準拠し、幅員や段差の解消等について配慮した安全な歩行空間の確保に努めます。

また、健康づくりや地域コミュニティ醸成の場となる公園等の施設について、その配置や設計に配慮し、バリアフリー化を図ります。病院・福祉施設・商業施設・共同住宅・学校等多数の人が利用する建築物についても利用の円滑化のための整備を促進します。

さらに、ハード面の整備だけでなく福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、

ユニバーサルデザインの概念を導入して、すべての人が安心して快適に生活できる、人にやさしいまちづくりを進めます。

高齢者・身体障害者等の公共交通機関を使用した移動の円滑化イメージ



出典：国土交通省ホームページ

③ ライフステージにあわせた住環境づくり

市民がライフステージと様々なライフスタイルにあわせて適正な負担のもと住環境や住宅を選択できるよう、福祉施策等との連携を図りながら、魅力ある住環境づくりを推進します。

また、ともすれば入居が敬遠されがちな高齢者等の居住の安定を確保するため、優良賃貸住宅の確保や入居しやすい環境の整備を促進します。

さらに、住宅のバリアフリー化を促進し、加齢等によって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう居住環境の整備を進めます。

④ 環境に配慮した施設等の整備

環境への負荷を軽減し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。建設リサイクルについて、設計・工事の施行・廃棄等建設の各段階においての対応を図り、より一層、建築物の分別解体等及び再資源化を促進します。

また、地球環境への関心の高まりをふまえ、長期優良住宅や低炭素建築物の建築を促進します。

さらに、健全な水循環系を構築するため、雨水の浸透対策、地下水の利用の適正化と保全、雨水・下水処理水・雑排水の利用等を促進します。

⑤ 環境にやさしい都市づくりに向けた活動の推進

市民・企業・行政等が協働して環境保全に取り組み、環境負荷を軽減するため、具体的な行動を示すことが求められています。そうした持続可能な環境にやさしい都市づくりに向けた活動を促進するため、情報提供や支援に努めます。